

公益財団法人全日本柔道連盟 常務理事会規程

(目的)

第1条 公益財団法人全日本柔道連盟(以下、「本連盟」という)は、迅速かつ公正で透明性の高い業務執行を図るため、定款第38条により常務理事会を置くものとする。

(構成)

第2条 常務理事会は次に掲げる者により構成し、理事会にて決定する。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 専務理事 1名
 - (4) 常務理事 若干名
 - (5) 総務委員会の担当理事 1名
 - (6) 強化委員会の担当理事 1名
 - (7) 法曹関係者である理事 1名
 - (8) 適正な運営を図る上で適任であるとして会長が指名した有識者を含む理事 若干名
2. 常務理事会には、男女両性の理事を含むものとする。
3. 第1項に加え、監事1名及び事務局長がオブザーバーとして出席できる他、議案に係る専門委員会および特別委員会の委員長又は副委員長が、求めに応じ出席するものとする。

(招集)

第3条 常務理事会は、必要がある場合には、いつでも招集する事ができる。

2. 常務理事会は、会長が招集し、会長に事故あるときは専務理事がその職務を代行する。
3. 第2条第1項に掲げる理事は、会長に対し、常務理事会の目的である事項および招集の理由を示して、常務理事会の招集を請求することができる。

(権限)

第4条 常務理事会は、理事会において決議、報告する事項の事前審議並びに法令及び本連盟定款等において評議員会、理事会の権限と定めるもの以外の本連盟の運営において重要な事項の審議、決議を行うものとする。

(議長)

第5条 常務理事会の議長は会長とし、会長が欠席の場合には、専務理事を議長とし、専務理事も欠席の場合は、当該常務理事会において出席した理事の中から選出する。

(決議)

第6条 常務理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

2. 常務理事会の審議事項は、事前に理事全員又は理事会の委任を受けた場合を除き、直後に開催される理事会に報告し承認を得るものとする。また審議の内容については、全理事・監事に対し迅速に伝達する。

(議事録)

第7条 常務理事会の議事録は書面をもって作成し、議長および出席した理事のうちから選出された議事録署名人1名が記名押印する。

2. 常務理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1)常務理事会が開催された日時及び場所(テレビ会議等により、当該場所に存しない理事、監事が出席をした場合における当該出席の方法を含む。)
 - (2)第2条第1項に掲げる理事のうち、出席した理事の氏名
 - (3)議長の氏名
 - (4)常務理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - (5)決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

1. この規程は平成25年8月1日より施行する。
2. この規程に定める権限およびその他の事項は、第1条に掲げる目的の達成のために定期的に見直しを行うものとする。
3. この規程は、平成25年11月1日より、一部改正して施行する。